

部活動の地域移行に係るQA		質問	回答
地域移行について			
1) 目的	Q.なぜ、部活動の地域移行をしなければならないのですか。	A.少子化が進み、さらには学校の働き方改革など社会情勢が変化する中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなっており、国や県において学校部活動に代わる新たな地域クラブ活動の整備に向けた取組が進められています。こうしたことから、山口市においても、将来にわたってスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域移行の取組を進めています。	
2) 概要	Q.何がどう変わるのか、わかりません。	A.山口市では、学校部活動に代わる地域クラブを市が中学校区単位に設置・運営することとしています。 これは、本市の広範囲に及ぶ市域といった地域特性を考慮するとともに、現在学校部活動で行われている活動機会を可能な限り確保し、移行の初期段階において、できるだけ生徒の混乱や負担が生じない仕組みとなるよう配慮したものです。 なお、競技・種目等は、地域特性や学校規模、部員数等を考慮しながら、既存の部活動を可能な限り継続して設置し、活動場所は中学校施設を基本とすることとしています。 端的に言いますと、学校部活動から地域クラブ活動への移行にあたっては、指導者のみが変わるようなイメージをお持ちいただければと思います。	
3) 部活動継続	Q.部活動を外部指導者の活用や教員の処遇改善等によって継続する選択肢はないのでしょうか。	A.「山口市中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する推進方針」にもありますように、少子化が進み、さらには学校の働き方改革など社会情勢が変化する中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなっており、学校によっては部活動の存続が厳しい状況にあります。こうした現状を踏まえ、生徒が、将来にわたって、スポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、学校部活動から地域クラブ活動への移行を進めることとしました。	
4) 部活動の活動期間	Q.部活動はいつまで活動できますか。	A.移行前の令和8年8月まで、学校部活動で活動できます。令和8年9月から地域クラブ活動で切れ目なく活動できる環境を目指しています。	

移行の基本情報について

5) 移行モデル	Q.民間団体等に部活動を移管するのですか。	A.山口市では、地域クラブを中学校区単位で市が設置・運営することとしており、民間団体等への移管は検討していませんが、市が設置する地域クラブ以外の民間クラブ等へ所属して活動することもできます。市が設置する地域クラブは選択肢の中のひとつとしてお考え下さい。
6) 移行モデル	Q.移行の主体を行政が整えるべきではありませんか。	A.山口市では、行政が主体となり地域移行を進めており、本市の広範囲に及ぶ地域特性などを考慮し、現在学校部活動で行われている活動機会を可能な限り確保するため、市が地域クラブを設置・運営することとしています。
7) 移行モデル	Q.中学校区単位で設置、既存部をベースとするモデルは持続可能といえないのではないのでしょうか。	A.将来的には、さらなる少子化に伴い、中学校区単位の活動が難しくなることも予想されますが、移行期においては、生徒の混乱や負担を最小限に抑えるため、中学校区単位で、既存部を基本に地域移行を進めることとしています。なお、移行後の活動の状況により、引き続き、より良い地域クラブの在り方を検討していきたいと考えています。
8) 移行モデル	Q.山口市は人口偏在があり、山間部などクラブが立ち上がらない地域もでてくる可能性がありますか。	A.御指摘のとおり、他市で進められているような民間の立ち上げを待つ場合、立ち上がりが難しいと思われる地域もあることから、山口市では中学校区単位で市が地域クラブを設置・運営することとしています。
9 移行モデル	Q.他校区の活動に参加できないことを基本としているのはなぜですか。	A.他校区への参加を可能にした場合、クラブによって人数の偏りが生じる可能性及び移動が生じることとなります。山口市は、生徒が安全に活動できることを目的に移動が生じない自校区の活動を基本と考えています。なお、例外として自校区の地域クラブに希望する競技・種目等がない場合は、移動等の負担がかかることを了承の上で、近隣の地域クラブへ参加できることとします。 また、現行部活動の団体競技において、合同チームを編成している中学校区の地域クラブについては、別途検討することとしています。
10) 他自治体との比較	Q.他市は既に地域移行が進んでいるのに対し、山口市は進捗が遅くありませんか。	A.部活動の地域移行は、国が令和4年12月に策定したガイドラインに基づき、その移行方針は各地方自治体に委ねられているため、自治体の状況によって方針や進捗も異なります。 山口市では、地域クラブを市が設置・運営することとし、令和8年9月から地域移行をすることとしており、それまでは学校部活動を維持することとしています。
11) 他自治体との比較	Q.他市と取組方針が異なるのはなぜですか。	A.部活動の地域移行は、国が令和4年12月に策定したガイドラインに基づき、その移行方針は各地方自治体に委ねられているため、各自治体によって、移行の方向性（方法）は異なります。 山口市では、移行期における生徒の混乱や負担を最小限に抑えるため、また、本市の広範囲に及ぶ地域特性などを考慮し、市が地域クラブを中学校区単位で設置・運営することとします。
12) 責任の所在	Q.市が地域クラブを設置・運営するとのことですが、ガバナンスは効くのでしょうか。	A.山口市では、市が地域クラブを設置・運営するにあたり、ガイドラインを策定し、これに沿った活動を実施することとしています。市が地域クラブを設置・運営し、管理・監督を行うことから、一定のガバナンスは効くものと考えています。
13) 責任の所在	Q.指導者等に対して、ガイドラインなどが策定されますか。また、一般公開されますか。	A.現在ガイドラインの策定に向けて検討を進めています。策定後は市公式ウェブサイトに掲載する予定です。

14) 責任の所在	Q.活動の管理監督の責任は、誰が負うのですか。最終的な責任の所在はどうなりますか。	A.山口市では、市が地域クラブを設置・運営することから、指導者に重大な瑕疵があった場合を除き、最終的な責任は市が負うことになります。
15) 活動目的	Q.地域クラブになると競技志向になり、気軽に初心者が入ることができなくなるのでしょうか。	A.山口市が設置・運営する地域クラブは、学校部活動の教育的意義を継承し、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを目的としていますので、愛好志向の生徒の受皿にもなるものと考えています。
16) 活動目的	Q.大会がある以上、上位を目指す気持ちは出てくるものと考えられますが、これに対してどのように対応するのでしょうか。強度を求める者は民間を選ぶ選択肢しかないのであれば、格差が生じるのではないのでしょうか。	A.地域クラブに所属し、活動する中で、その競技・種目等でより良い成果を求めることを阻むものではありませんが、地域クラブ活動は勝利至上主義の活動ではなく、部活動の教育的意義を継承した、多様なレベルの生徒が自主的・自発的に参加しやすい活動を目指しています。活動目的に応じた選択をしていただければと思います。
17) 保険	Q.怪我・事故等発生した際の保険はどうなりますか。	A.いただいた会費の中から、保険へ加入を行う予定としています。
移行時期について		
18) 移行時期	Q.移行時期はいつですか。	A.令和8年9月です。
19) 移行時期	Q.年度の途中に移行するのは中途半端ではありませんか。	A.運動部が3年生の大会を終え、2年生を中心とした新チームになる時期と合わせています。なお、全国大会等への出場や、文化部のコンクールなど、各部の活動状況に応じて柔軟に対応することとしています。
20) 時期の延期	Q.体制が整わないのであれば、移行時期を延期した方が良いのではないですか。	A.まずは令和8年9月の移行という目標時期を定めた上で進めていきます。
活動時間について		
21) 活動時間	Q.活動時間はいつですか。	A.平日の活動時間は、放課後から日没までを基本とし上限を2時間、休日の活動時間は上限を3時間としています。
22) 活動時間	Q.試合や大会の際にも活動時間の上限は変わらないのでしょうか。	A.試合・大会等の活動時間の取扱いは、今後検討していきます。
23) 夜間の活動	Q.夜間の活動になりますか。	A.生徒が安全に帰宅できる放課後から日没までの時間を活動の基本とします。
24) 社会体育との兼合い	Q.社会体育の活動と時間がかぶりませんか。	A.地域クラブ活動は放課後から日没までの時間を基本としており、学校開放事業により活動している社会体育活動に影響がないようにすることとしています。
活動場所について		
25) 活動場所	Q.活動場所はどこですか。	A.学校施設を基本とします。
26) 補助の有無	Q.活動場所が学校外や遠方の場合、何か補助がありますか。	A.自身が通う中学校区の地域クラブで活動することを基本としているため、移動支援は予定していません。なお、自身の中学校区の地域クラブに望む競技・種目等がない場合は近隣の地域クラブで活動することもできますが、移動等についての負担を了承していただくこととなります。

活動競技・種目について

27) 競技・種目	Q.移行対象の競技・種目は何ですか。	A.地域特性や学校規模、部員数、活動状況を考慮しながら、既存部の競技・種目等を可能な限り継続して設置することとしています。
28) 文化部	Q.特に文化部は移行した際に指導者となる方がいらっしゃるのか不安です。	A.文化部の移行の方向性については、指導者確保の課題や、活動の状況を把握するため、現在中学1、2年生及び保護者を対象に実施しているアンケートの結果や備品の使用状況の調査を踏まえ、今後検討することとしています。
29) 部活動	Q.既存の部活動が移行対象となるとのことですが、移行までに部活動がなくなることはありますか。	A.部活動の設置及び廃止については、学校長の判断によるものとなっており、地域移行までに部員数の減少等により、部の見直しを行われる可能性はあります。
30) 新設部	Q.既存の部活動が移行対象となるとのことですが、今までにない新設の競技・種目等を設けることができますか。	A.令和8年9月の移行の第一段階では、既存部を移行の対象としています。移行後、活動が軌道に乗った第二段階においては、生徒の希望や指導者の有無等の事情を加味しながら、新設の競技・種目等の設置の検討も含めた見直しを行いたいと考えています。

費用・補助等について

31) 指導者への謝金	Q.新たに指導にあたる指導者に対して、謝金等の支払が発生しますか。	A.発生します。
32) 会費（月謝）	Q.地域クラブは会費（月謝）が発生しますか。	A.発生します。指導者への謝金や消耗品、保険料等の活動に伴う費用については、受益者負担として、会費を徴収することとしています。金額については、今後検討することとしています。
33) 会費（月謝）	Q.会費はどのくらいですか。競技・種目等によって異なりますか。	A.会費については、現在検討中のため、決まっていません。ただし、可能な限り低廉な会費となるよう、検討したいと考えています。
34) 補助の有無	Q.活動に伴う費用負担に対して、生活困窮世帯に対して補助等の予定はありますか。	A.生活困窮世帯に対する支援については、今後検討することとしています。
35) 補助の有無	Q.市が設置する地域クラブ以外の民間クラブ等に参加する生徒に対して補助等ありますか。	A.想定していません。
36) 生徒会費・後援会費等	Q.学校部活動に生徒会費や教育後援会費等から配分されている部費等は、今後も継続されますか。	A.生徒会費や教育後援会費等は各学校毎に独自に管理・運用されているため、現時点において回答ができません。一般論として、地域クラブは学校管理外の活動のため、この資金が配分される可能性は低いと考えられます。

学校備品について

37) 備品の使用	Q.これまで学校部活動で使用していた備品等を継続利用できますか。	A.継続して利用できるよう、各校と調整を行っていく予定としています。
38) 部室等の使用	Q.道具等の保管も部活動同様に部室や教室等が利用できますか。	A.継続して利用できるよう、各校と調整を行っていく予定としています。

指導者について

39) 指導者の確保	Q.指導者は確保できるのですか。	A.スポーツ・文化芸術団体の指導者をはじめ、現在活動している部活動指導員や外部指導者、希望する教職員や市職員等、企業関係者、大学生や保護者など、様々な関係者へ協力要請等を行い指導者を確保していきたいと考えています。
40) 指導者確保ができなかった場合	Q.指導者が確保できなかった部活動は、地域移行できず廃部になるのですか。	A.競技・種目等によっては指導者の確保が課題となることが想定されますが、令和8年9月以降、現行の部活動で行っているスポーツ・文化芸術の活動をする機会が維持できるよう、全力で取り組みたいと考えています。
41) 自治体職員の活用	Q.指導者確保の対策として、自治体職員からの参画を検討してはどうでしょうか。	A.山口市職員が地域クラブ活動へ従事できる仕組みの検討を進めています。また、山口市の市立小・中学校に勤務する教職員が兼職兼業で従事できる仕組みも整えております。
42) 教員（兼職兼業）の転勤	Q.教員が指導者となり、その教員に転勤が生じた際は、そのクラブはどうなりますか。	A.地域クラブの活動は存続します。事務局（市）が中心となり、次の指導者の確保に努めます。
43) 指導方針	Q.指導者の指導方針は市が定めるのですか。	A.地域クラブ活動における指導者マニュアルを作成することとしており、これに沿った指導を行っていただく予定としています。
44) 相談窓口	Q.指導者に対する意見がある場合の窓口はどこですか。	A.山口市では、市が地域クラブを設置・運営することから、相談窓口も市が担うことになります。
45) 処分	Q.暴力やハラスメントが認められた場合の更迭や処分等の対応はありますか。	A.山口市では、市が地域クラブを設置・運営することから、指導者の管理監督責任は、市が負うことになり、相応の対応をしていきます。
46) 教育的意義の継承	Q.部活動が担ってきた教育的意義を指導者にどのように求めるのですか。	A.地域クラブ活動における指導者マニュアルを定めるほか、指導者に対して定期的な研修を実施することとしています。
47) 指導者の業務	Q.指導者が担う職務の範囲を教えてください。	A.指導者は生徒の技術指導を主に担います。具体的には、活動に伴う会員の出欠確認、技術指導、練習内容の組立て、年間予定の作成、大会への引率、活動上の怪我やトラブル等の対応等です。なお、会員の保険の加入や会費徴収などの事務業務は市が担います。 また、指導の補助、活動上の怪我やトラブル等の対応等を行う「指導補助者」も募集する予定としています。
48) 質の確保	Q.指導者の質の確保をどのように行いますか。	A.現在、指導者の資質向上を図る目的で、市独自の研修を実施する予定としています。
49) 募集要項	Q.指導者募集の要項等は決まっていますか。	A.指導者の従事要件について一部検討中のため、募集要項等については制定できていません。要件が決まり次第、早期に募集を開始したいと考えています。
50) 大会引率の条件	Q.大会引率に際し、指導者に求められる要件がありますか。	A.中学校体育連盟の開催する大会参加にあたっては、一部の競技で指導者の資格が求められているものがあります。
51) 資格補助	Q.指導者に資格が必要な場合の補助はありますか。	A.中学校体育連盟の開催する大会の参加要件として、一部の競技においては、指導者の資格が求められていることから、資格取得に係る費用の補助を検討しています。

学校との関りについて

52) 学校の関与	Q.地域クラブになると学校は関与しないのですか。	A.地域クラブ活動は学校管理外の活動のため、学校が運営に直接関与することはありませんが、地域クラブの円滑な運営にあたっては、学校との連携は不可欠であると考えています。具体的な連携としては、学校は地域クラブに対し、学校行事予定、施設利用（予約）状況等の情報共有を行うとともに、学校行事の紹介に併せて地域クラブ活動を紹介する場を設ける等の運営協力を行い、地域クラブは学校に対し、地域クラブの活動方針、スケジュール、活動状況（活動成績等含む）等の情報共有を図ることを想定しています。
53) 教職員の関与	Q.教職員は地域クラブに関与しないのですか。	A.地域クラブ活動はあくまで学校管理外の活動のため、教職員の業務として、基本的には関与することはありません。ただし、地域クラブでの指導を希望された場合は、教職員も兼職兼業により指導者として関与することができます。
54) 調査書への記載	Q.地域クラブに所属しないと、調査書（いわゆる内申書）に影響がありますか。	A.例えば、山口県の公立高等学校の入学選抜に関しては、「令和7年度山口県高等学校入学選抜実施要領」では、「選抜に関し、中学校から送付された調査書の「学習の記録」以外の記載事項等も十分考慮する」とあります。ただし、調査書の記載内容については一般公開されておりませんので、地域クラブの活動実績がどのように評価されるかはお答えしかねます。

子どもの健全育成について

55) 参加できない生徒	Q.学校管理外の活動となると、参加できる生徒と参加できない生徒の格差が生じませんか。	A.山口市では、行政が主体となり地域移行を進めており、本市の広範囲に及ぶ地域特性などを考慮し、現在学校部活動で行われている活動機会を可能な限り確保するため、市が地域クラブを中学校区単位に設置・運営することとし、すべての生徒が、さまざまなスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整えることを目指しています。
56) 環境の維持	Q.部活動は、子どもたちが気軽にスポーツ・文化に触れることができる場なので、地域クラブでもこの状況を維持して欲しいです。	A.山口市では、市が地域クラブを中学校区単位に設置・運営することとしており、学校部活動の競技・種目等を可能な限り継続して設置し、さまざまなスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整えることを目指し、検討を進めています。こうした中で、本市の地域クラブでは、学校部活動の教育的意義を継承し、愛好志向の生徒の皆さんも親しめるような運営を目指しています。
57) 地域クラブに属さない生徒	Q.地域クラブに所属しない生徒が非行に走らないか心配です。	A.これまでの部活動と同様に、地域クラブ活動への参加は任意ではありますが、山口市ではより多くの生徒が地域クラブ活動へ参加できるよう、市が地域クラブを中学校区単位に設置・運営することとし、すべての生徒が、さまざまなスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整えることを目指しています。

周知方法・説明会について

58) 情報不足	Q.何がどう変わるのか、情報がありません。	A.進捗状況については「山口市部活動地域移行通信」でお知らせをしています。また、今後も随時通信にてお知らせするとともに、全容が決まった段階においては、説明動画の作成や市報への掲載により、情報発信を行っていく予定としています。 ※山口市の地域移行の概要については、「地域移行について」の質問番号2番を御確認下さい。
59) 説明会	Q.直接質問をする機会や説明会の予定はないのでしょうか。	A.現在、進捗状況については「山口市部活動地域移行通信」でお知らせをしています（小学5年～中学3年生に配布）が、今後、地域移行の全体像が確立しましたら、説明の機会を設けたいと考えています。

保護者の負担について

60) 送迎	Q.地域クラブは保護者の送迎が必要ですか。	A.自校区の地域クラブに参加することとし、活動場所は学校施設かつ平日の活動時間も放課後から日没までを基本としており、部活動と同様に保護者の送迎は想定していません。 ただし、自校区の地域クラブ活動に希望する競技・種目等がない場合は、近隣の地域クラブ活動に移動手段を自身で確保した上で参加できることとしており、この場合は送迎が必要となる場合があります。
61) 父母の会	Q.地域クラブは保護者が会計等担うのでしょうか。	A.指導者に対する謝金の支払や生徒・指導者の保険料の支払等は市の事務局が担います。地域クラブ独自に行う遠征等に伴う費用等の取扱いについては、今後検討することとしています。
62) 金銭的負担	Q.地域クラブは会費を伴いますか。	A.受益者負担を基本とし、会費を徴収します。 ※「費用・補助等について」の質問番号32、33番を御確認下さい。
63) 当番等	Q.地域クラブは見守り等、保護者が当番制に関わることが想定されますか。	A.現在のところ、そのような想定はありません。

移行後の運用等について

64) ユニフォーム	Q.部活動で使用してきたユニフォームを継続利用できますか。	A.調整・議論がそこまで及んでいませんが、生徒・保護者の負担とならないよう、可能な限り継続利用できるよう調整を行っていきたいと思っています。
65) 団体競技のチーム編成	Q.チーム競技において、生徒数の減少に伴い、学校単位でチームが組めなくなった場合はどうなりますか。	A.移行初期は学校単位でのチーム編成ですが、随時見直しを行い、必要に応じて近隣複数校で1チームとするなどの対応をとることになると考えられます。

民間クラブ等について

66) 「地域クラブ」とは	Q.民間のクラブチームやスポーツ少年団への所属は地域クラブ活動として扱われますか。	A.山口市の「地域クラブ」は市が設置・運営をするものを指すため、民間クラブやスポーツ少年団を含みません。ただし、中学校体育連盟の大会において、民間クラブやスポーツ少年団が中学校体育連盟が指定する基準を満たした場合は「地域クラブ」として参加することが可能です。
67) 移行期の大会	Q.移行時期においては、ひとつの大会やリーグの中に、部活動と民間のクラブチーム等が入り混じっており、力量の差が見受けられますが対策等考えていますか。	A.地域クラブの運営にあたっては、部活動の教育的意義を継承しつつ、専門的な技術等の向上や大会等での好成績を目指しながらも、勝利至上主義に陥ることなく、多様なレベルの生徒が自主的・自発的に参加しやすい活動の場を提供し、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うことができる活動を推進していきたいと考えています。

その他

66) 中学校体育連盟	Q.中学校体育連盟は今後どのようなになりますか？	A.中学校体育連盟は別組織のため、回答しかねますが、市としても動向を注視していきます。
-------------	--------------------------	---